

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）・・・・・・・・・ 1

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）・・・・・・・・・ 1

○都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）

第一条（略）

2（略）

3 国は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するため、地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内を貸し付けることができる。

一（略）

二 市街地再開発事業の施行者（都市再開発法第二条第二号に規定する施行者をいう。以下この号及び次条第四項において同じ。）が、施設建築物又は施設建築敷地（同法第二条第六号又は第七号に規定する施設建築物又は施設建築敷地をいう。以下この号において同じ。）に関する権利（施行地区（同法第三号に規定する施行地区をいう。以下この号において同じ。）内に宅地（同法第五号に規定する宅地をいう。以下この号において同じ。））、借地権（同法第十一号に規定する借地権をいう。以下この号において同じ。）又は権原に基づき建築物を有する者（施行者を除く。）が当該権利に対応して与えられることとなるものを除く。以下この号及び次条第四項において「施設に関する権利」という。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、次のいずれかに該当する者が出資している法人で政令で定めるものに取得させるときの当該法人に対する当該施設に関する権利の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 施行者

ロ 市街地再開発組合の組合員

ハ 再開発会社の株主（当該再開発会社の施行する市街地再開発事業の施行地区内に宅地又は借地権を有する者で当該権利に対応して施設建築物又は施設建築敷地に関する権利を与えられることとなるものに限る。）

4 5 9（略）

○都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

（資金の貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲）

第十五条 法第一条第三項第二号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の三分の一とする。